

令和元年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和元年6月14日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- | | | |
|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 3 号 | 令和元年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 日程第 2 | 議案第 7 4 号 | 令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 日程第 3 | 議案第 7 5 号 | 令和元年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 日程第 4 | 議案第 7 6 号 | 令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 日程第 5 | 議案第 7 7 号 | 令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 日程第 6 | 議案第 7 8 号 | 令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 1 号）＜P 3～P 3 1＞ |
| 追加日程第 1 | 議案第 7 9 号 | はるにれ団地公営住宅新築建築主体（7 号棟）工事請負契約について＜P 3 1～P 3 2＞ |
| 追加日程第 2 | 決議案第 1 号 | 足寄町地方創生調査特別委員会設置に関する決議＜P 3 2～P 3 3＞ |
| 追加日程第 3 | 意見書案第 2 号 | 2 0 2 0 年度地方財政の充実・強化を求める意見書＜P 3 3＞ |
| 追加日程第 4 | 意見書案第 3 号 | 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書＜P 3 3＞ |
| 追加日程第 5 | 意見書案第 4 号 | 日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書＜P 3 3＞ |
| 追加日程第 6 | 意見書案第 5 号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書＜P 3 3～P 3 4＞ |
| 追加日程第 7 | 意見書案第 6 号 | 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書＜P 3 4＞ |
| 追加日程第 8 | 議員派遣の件 | ＜P 3 4＞ |
| 追加日程第 9 | 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会） | ＜P 3 4＞ |

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に議案第73号から議案第78号までの令和元年度補正予算について提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第73号から議案第78号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から日程第6 議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

なお、改元に伴いまして、各予算における会計年度の名称につきましては、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとしており

ます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,485万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,416万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目文書広報費におきまして、町勢要覧作成業務といたしまして209万円を計上いたしました。

第8目財産管理費、第13節委託料におきまして、（仮称）芽登集落センター新設工事監理業務といたしまして437万2,000円を、第15節工事請負費におきまして、はたらく者の憩の家外部改修工事といたしまして1,094万5,000円、（仮称）芽登集落センター建設工事といたしまして460万9,000円を計上いたしました。

第14目企画振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金といたしまして6,000万円、地域おこし協力隊起業支援事業補助金といたしまして300万円など、合わせて6,550万円を計上いたしました。

第15目行政情報管理費、第13節委託料におきまして、システム管理経費といたしまして、内部情報システム等更新業務2,310万円など、合わせて2,764万6,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第18目新エネルギー対策費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、再生可能エネルギー導入補助金といたしまして200万円を計上いたしました。

第21目情報化推進費、第15節工事請負費におきまして、地デジ無線共聴施設整備工事といたしまして4,235万円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、プレミアム付商品券事業といたしまして、プレミアム付商品券事業運営業務など合わせて1,236万8,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第2項老人福祉費、第6目旭町ふれあいプラザ運営費、第15節工事請負費におきまして、旭町ふれあいプラザ改修工事といたしまして780万9,000円を計上いたしました。

第7目高齢者等複合施設運営費、第13節委託料におきまして、指定避難所等非常用電源設備実施設計業務といたしまして203万5,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第3目子どもセンター運営費、第23節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして550万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、畑作構造転換事業補助金といたしまして879万円を計上いたしました。

第4目畜産草地費、第21節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金といたしまして1億円を計上いたしました。

第5目農地費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、道営中足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金といたしまして1,037万8,000円、道営西足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金といたしまして722万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

第8目町民センター運営費、第15節工事請負費におきまして、町民センター改修工事

といたしまして1,488万3,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、小規模事業振興補助金といたしまして400万円、企業振興促進補助金といたしまして8,540万円をそれぞれ計上いたしました。

第3目観光費、第13節委託料におきまして、オンネットー新休憩舎建築工事調査設計業務といたしまして517万9,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第15節工事請負費におきまして、町道舗装補修工事といたしまして3,531万円を計上いたしました。

第2目道路管理費におきまして、街路灯等LED化事業といたしまして、工事請負費1,500万円、足寄白糠線土砂流出防止事業といたしまして、工事請負費、移転補償費合わせて2,459万9,000円を計上いたしました。

第4目臨時地方道整備事業費、第13節委託料におきまして、西町4丁目2号通ほか1路線の調査設計業務、合わせて974万3,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費におきまして、下愛冠1丁目5・6号通ほか1路線の整備工事、合わせて2,414万5,000円を計上いたしました。

第4項都市計画費、第4目公園事業費里見が丘公園整備事業といたしまして、委託料、工事請負費など合わせて2億7,200万4,000円を、公園施設長寿命化修繕事業といたしまして、工事請負費1,000万円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第15節工事請負費におきまして、美盛団地公営住宅屋根・外壁塗装工事など合わせて3,11

7万6,000円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第3目災害対策費、第13節委託料におきまして、指定避難所等非常用電源設備実施設計業務といたしまして249万2,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費におきまして、防災行政無線デジタル化施設更新工事といたしまして3,333万円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第15節工事請負費におきまして、大誉地小学校改修工事といたしまして372万2,000円を計上いたしました。

第3目学校建設費、第15節工事請負費におきまして、足寄小学校教員住宅外構・旧住宅解体工事といたしまして610万5,000円を計上いたしました。

第3項中学校費、第3目学校建設費、第15節工事請負費におきまして、足寄中学校教員住宅新築工事といたしまして4,620万円を計上いたしました。

第4項社会教育費、第5目生涯学習館費、第15節工事請負費におきまして、高压受電設備等更新工事といたしまして1,760万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第16款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金を計上しております。

次、10ページをお願いいたします。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金及び公共施設建設等基金から基金繰入金といたしまして5億9,588万2,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第22款町債、第1項町債におきまして、緊急防災・減災事業債といたしまして2,270万円、辺地対策事業債といたしまして5,740万円、過疎対策事業債といたしま

して1億8,390万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページへお戻りください。

4ページにおきまして、第2表、地方債補正変更3件をお願いしてございます。

以上で、令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

35ページをお願いいたします。

議案第74号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,085万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、43ページをお願いいたします。

議案第75号令和元年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,568万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第76号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,769万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

58ページをお願いいたします。

第2款事業費、第1項事業費、第1目事業費、第18節備品購入費におきまして、貨物トラックといたしまして1,684万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

56ページへお戻りください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金におきまして、公共下水道事業国庫補助金といたしまして842万円を計上いたしました。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして948万1,000円を計上いたしました。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第77号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,779万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額に223万3,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億7,528万8,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の総額に資本的収入額611万7,000円、資本的支出額616万4,000円をそれぞれ追加し、資本的収入の総額を8,151万2,000円に、資本的支出の総額を1億4,917万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の予定額の補正に伴い、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を6,

766万1,000円に、建設改良積立金を1,232万7,000円に、それぞれ改めるものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

82ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の内容につきましては、収入といたしまして消火栓新設・取替工事負担金等を計上し、支出といたしましては工事請負費等を計上いたしております。

以上で、議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）から議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの説明とさせていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

14ページから18ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 総務費の5番、文書広報費のところの委託料13町勢要覧作成業務について、お伺いいたします。

これは町勢要覧はなかなか私たちも、つくったときは見るのですけれども、その後数年たってなかなか目にする機会がないわけです。このたび更新するということですが、町勢要覧というのはそもそも何年に1回更新されるのか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今回予算化しておりまして、前回は平成2

7年度でございまして、4年に一度更新して
ございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 4年に一度というの
は決まっているわけですね。4年に一度必ず
更新する。今回がたまたま4年に一度だった
ということですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたしま
す。

その前も4年前でございまして、基本的
には4年ごとに更新してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） それでは、今回は何
冊つくって、予算は200万円なにかしです
けれども、何冊つくって1冊当たりの単価が
どのぐらいなのか、相当立派な町勢要覧、写
真がふんだんに使って立派なのですけれど
も、単価をお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたしま
す。

見積もり上今回予算化しております単価で
ございますが、1冊当たり950円掛ける消
費税でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そんな安いのです
か。何千円もするものかと思って、町勢要
覧、思っておりました。

この1,000円前後の町勢要覧ですけれ
ども、配付する範囲、どういうところにし
ているのか、それとも総務課ですとストック
して必要に応じて出しているのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 基本的に配付先
というか、配付するに当たって基本的には足
寄町内で、例えば庁舎等の見学等に来た視
察関係者の方、もしくはこちらから、足寄
町から例えば職員が視察したりした場合に、視

察先へ持って行って配付をするということが
ございます。あと町内の公共関係機関に配
布してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 私がなぜこんなこ
とを聞いたかといいますと、結構足寄の人
たちはフキを初めタマネギとかイモとか
ジャガイモとか、日本全国に段ボールで
発送したり、親戚、友人、知人に、そう
いう人が多いのではないかと思います。そ
れはどこの町村でもそうだと思うので
すけれども、そのときにある生産農家
の方から、日本全国に物を送る、もち
ろん商売として、例えばイモとかタマ
ネギを送るときに、フキなどを送る
ときに、足寄町内のことがよくわか
る町勢要覧までいなくても何かダイ
ジェスト版で足寄町をPRできる何
かパンフレットみたいのはないでしょ
うかとよく聞かれるのです。そのとき
に私は町勢要覧が一番いいなと思っ
たのですけれども、これは多分何千
円もするものだから、それはなかなか
買うことはできないということで、今
お聞きしているのですけれども、そ
ういった町民は本当に足寄町をPR
する一番の広報マンでないかなとい
うことも思うわけでして、しかも本
州の人たちとのやりとり、そういう
ことが多いメンバーでございませ
ぬので、そういう人たちに段ボール
とか物を送るときにそういうものを
送れるパンフレットのような、町
勢要覧のコンパクトなダイジェス
ト版のような、そういうものがつく
れないのかなということで今お聞き
しているわけなのですけれども、い
かがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 今議員おっ
しゃるとおり、町勢要覧と申します
のは町の魅力、あるいは町の施策を
町内外にPRすべき一つの媒体であ
ると思います。それで一応予算上は
先ほど単価申し上げましたとおり、
1冊950円掛ける消費税でござい
ますけれども、ダイジェスト版につ
いては今のところ作成する予定は
ございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 今はなくても、そういう町民一人一人が広報マンということを考えると、アピールするには大事なことでないかなと思います。

今後そういう検討をする余地がないのかあるのか、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今の足寄町をPRするという観点の関連から、うちのほうの観光パンフレット、こういうのがございます。町勢要覧的に詳しい内容まではいってないのですが、足寄のどこかに足寄の名所だとか、そういった食品、食堂だとか、そういったことを載っているパンフレット、それともう1個はおおむね足寄町こういうものだよというものを記載しているパンフレットもあります。

今高道議員がおっしゃっているようなことで、うちのほうの観光担当のほうも本州から何か足寄のPRしていただけるもの何か送ってくださいということになると、そういった観光パンフを送ったり、町勢要覧まではいかないのですが、そういうものを送って、一応PRをしているというような形がありますので、もしかそういう生産者もしくはそういうふうな町民の方が、そういった何か紹介したいよというふうな問い合わせがもしか来たなら、経済課の商工観光のほうにそういった、全部がマッチするかわからないのですが、そういったものが用意してございますので御利用していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 済みません、それは無料で。（「無料です」と呼ぶ者あり）

わかりました。たくさんあるのですね。わかりました。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 企画振興費の中の地域活性化推進事業の中でありまして、地域おこし協力隊起業支援についてお伺いしたいと思います。

地域おこし隊として3年の任期を終えた後、起業または事業継承するに至る期間というのは定められているのでしょうか、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

期間についての御質問でございますが、地域協力隊の任期が満了してから1年以内、もしくは任期が終了する前1年前という二つの規定がございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

あともう一つ、協力隊一人に対する、ここでは300万円、3人いたら300万円となっております。協力隊一人に対する100万円の補助ですが、これは1回限りと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

1回限りでございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に総務費、質疑ありませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） 16ページ、18目新エネルギー対策費、説明資料は11ページです。

最近電気の買い取り制度であるFIT制度というのが買い取り期間満了ということで、非常に環境的には厳しくなってくるかなというような気がするのですが、ぜひこの再生エネルギーに関しての普及に努めていただきたいと思っております。

その中で、ペレットストーブ、4個見込ん

でますけれども、林業の町としてはちょっと寂しい数字ではないかと思って、そして1年間で4個消化できるのかどうか、お尋ねします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 木質ペレットの4台の購入ということで、まず当初今回補正させていただいて120万円、30万円掛ける4台ということなのですけれども、今現在、これからこの予算が通って議決になれば導入の案内を送ります。今のところ正直言って、欲しいよというか、導入したいよというお客さん、事業者等についてはまだ問い合わせは来てないのですけれども、いずれにしても要は今のところ実はペレットストーブも導入する件数も若干減ってはきている現状です。ここ近年では1台だとか2台とか、そういうふうになんか減りつつもあるので、今回改めて導入補助金額をちょっと上げさせていただいたということも含めまして、普及活動を含めて、30万円になったということも含めて、これから台数がふえていくのを期待しております。

ただし今言っているように、4台で予算がオーバーするとなれば、また補正して追加していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ぜひ普及に努めて、オーバーした場合にはまた補正をしていただきたいと思います。

ちょっと細くなるのですけれども、4戸30万円ということは1戸で2台というわけにはいかないのですか。3台とか。それから1台買いたいと、買いかえしたいと、そういう場合もお金が補助が出るのかどうか、お尋ねします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今言っているように、1世帯で1台という限定はないです、正直言って。それと、今これが17年からスタートして導入しているので、古くなってき

たりという形の中でいった場合、更新というか、そういったものも含めまして導入することは可能です。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございますました。

ぜひ普及させていただきたい。しかしこんなにおいしい補助なのに、なぜ普及しないのか、ペレットストーブ、その理由をちょっと、難しいですか。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まずもって今の灯油価格、高いのですけれども、実は灯油1リッターに対してペレットというのは1.7キロ、いわゆる灯油価格とペレットの分岐点というのが、おおむね大体92円という形なので、それを超えるというか、あとカロリーだとかいろいろな形もあろうと思うのですけれども、いわゆる、何というのかな、うまく言えないのですけれども、一般的に灯油ストーブが一般家庭にありますよね。それを改めてペレットストーブを導入するというふうにはまだはいてないということもまず一つだし、新築住宅の方がペレットを導入する部分についてはふえてきてます。あとは、石油ストーブがもう壊れてペレットに変えたいという人も含めて、いるということも中にはいます。そういった中で、どうしてもペレットストーブ、本来でいえばこれは地産地消みたいなのという形の中で、もっともっと普及していただければありがたいのですけれども、やはり導入する家庭の方、事業所も含めてやはり灯油のほうが経済的というか、温かいというイメージがまだ残っているのか、その辺についてはうちのほうも予算増額しているので、その辺も含めてうまくPRしながら導入に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） いわゆる体験を経験してもらおうとか、そういうことで町民に呼びかけてぜひ普及に努めていただきたいと思います。林業の町ですから。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他に総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

18ページから20ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

18ページから20ページです。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では、次に参ります。

20ページから22ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 予防費の中の風疹委託料、13節の委託料のところの風疹についてお伺いしたいと思います。

このたび風疹が39歳から56歳までの男性に抗体検査業務ということで、予算が計上されました。

文教委員会の中でも福祉課の方に説明は少々受けたのでございますけれども、ここではこの風疹の検査業務の抗体検査の業務ですか。そのタイムスケジュールとか、39歳から56歳の男性の対象者はどのぐらいいらっしゃるって、またなかなか本人の希望等もあると思ひまして、周知方法とか内容とか、そこから辺お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高道議員の御質問にお答えをいたします。

まず、対象者ですけれども、今回対象になっているのが昭和37年から昭和54年生まれの方ということで、今700人ぐらいいるというふうに見込んでおります。

今回、今年度その中の対象者のうち、昭和40年から昭和47年に生まれた方に対して、クーポン券を発行するのですけれども、その方たちは大体300人ぐらいというふうに見込んでおります。

それと今後のスケジュールなのですが、スケジュールに関しましては、今回議決をいただいた後、通知文書をまず300人の方に、対象者に個別に通知文書とクーポン券を発送いたしまして、7月中に発送する予定でおります。クーポン券の有効期限が今年度につきましては、来年の3月31日までとなっておりますので、その間に随時検査を受けていただいて予防接種を受けていただくというふうに見込んでおります。

そして、今回7月中にクーポン券を発行する予定なのですが、実は6月の末に集団の特定健診がございまして、そのときにクーポン券の発行がまだ間に合わないものですから、事前に議会が終わりましたら通知をさせていただいて、希望者の方には特定健診の中でも検査が受けられるように対応したいと考えております。

また今年度発行する方が300人で、全体の対象者が700人ということで、個別に通知されない方が400人おります。クーポン券が発行されなくて、個別に通知されない方が400人おりますので、その方たちについても希望者については検査を受けていただくとか、予防接種ができる、ことしもできるので、その方たちに対しての周知も含めて、広報とかホームページ等で周知を図ってまいりたいと思ひしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） これは強制力というのはどこまであるのでしょうか。本人がやだといったらどういうことになるのでしょうか。

これは家族の人が予防接種を受けるということが本当に自分の奥さん初め、娘さん等に移らないためにもぜひ受けなければいけない

ことだと思っておりますけれども、そこら辺の理解と、それは強制力はあるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 定期予防接種ではございますが、強制力はございませんで、あくまでも御本人たちが希望された方のみというふうになっておりますので、ぜひ周りの方とか御家族が対象者の方に勧めていただくのがいいのかなとは思ってはいるので、受けていただけるように周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

ほかに衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

22ページから24ページ、第6款農林水産業費。

4番。

○4番（榊原深雪君） 農業振興費の畑作構造転換事業補助金について、お伺いいたします。

総務委員会でも予算説明でお聞きし、町長からも行政執行方針でも農業協同組合が行う豆類の省力栽培、豆類の作付拡大に向けた取り組みを、全額道補助金を財源に畑作構造転換事業補助金として879万円を支援する予算を本定例会に提案してありますとありました。

そこで3点ほどお聞きしたいと思っております。

この事業の受益農家戸数は何戸ですか。

あと、補助対象面積は豆類全体の何割程度でしょうか。面積の何割程度でしょうか。

あと、目標収穫増量は何パーセント見込んでいますか。お伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず、これに該当している生産者戸数は何戸ですかということになりますと、60戸です。

次に面積の部分なのでございますけれども、ちょっとお待ちください。全体面積が256ヘクタールあります。そのうちの209ヘクタールということで、82%ほどの方が対象となっております。

次にその増収率というか、そういうのは何ぼぐらいですかということについては、何%ということについてはなのでございますけれども、これについては、いわゆる今回やろうとする畑作構造転換事業というのは足寄町の場合は、小豆、これを対象としてやっております。本来でいけば小豆の作付というのは一般的、標準ということについては大体20センチ間隔で小豆の豆というか種を植えていくと。その中間にもう一回種をまくということになって、そうすると1ヘクタールでいけば約倍の部分が収穫面積に匹敵してくるのかなと思うのでございますけれども、こればかりは何%の増収率があるかということについては、本年度からスタートしてくるので、一般的には倍の種が約1ヘクタールの中では倍の種子というか、ものが収穫できるというふうな判断はするのでございますけれども、実際にはどのぐらいかということについては、実績を見てからでないと判断つかないのかなというふうに思っております。

この事業というのは、その足し増したその種代というのですか、それを補助するという、反当たり定額で4,200円を補償するというような制度内容になっておりますので、倍植えたから倍なるよということには、つながっていただければ大変ありがたいのでございますけれども、いろいろな気象状況とか含めますと、ちょっとまだ実績的には押さえておりません。おおむね倍になるということで思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） これを、この補助金を申請するときに、そういう目標数値を示す何パーセントを見込んでおりますという計画書を書き込みするところはなかったのです

か。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えします。

事業申請書の中では増減率という目標、成果目標の増減率ということについては3%というような数字は載っております。

よろしいでしょうか。そういうことで、わかりました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

24ページ、商工費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） それでは、24ページの商工費、観光費についてお伺いをいたします。

これについては調査をするわけなのですが、場所的には、これは老朽化したオンネトーの茶屋にかわるものなのだと思います。ただ、ここでも、ここでその茶屋、これがどういうことになるのか、それからまたこれから先、この場所的にはどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

場所の候補地としては、今考えている場所として今の野営場に隣接している駐車場、ここを建設予定地という形で今考えております。

茶屋の機能を含めて、どういうふうな形に将来なっていくのかというふうな御質問については、若干経過、ちらっと本当の概略経過を説明していきますと、この話になったのが平成29年ですか、阿寒摩周国立公園に名称変更になったとともに、その部分でいくとここが国立公園なので、北海道でただ一つなので、国立公園満喫プロジェクト

ということで、全国の中の八つのうちの一つに選ばれて、それが29年から来年までですね、来年までそのプロジェクト計画があります。その中で、うちとしては阿寒湖周辺、オンネトー周辺という、ここを何とか観光として集客できないかという構想がなってくると同時に、今後29年の5月ですか、オンネトー魅力創造委員会というのを設立して、その中でオンネトー地区をいかに今後どうしていくかというふうな形の中で、意見を出された中で、やはりオンネトー地区周辺をやはり通過型でなく、一部滞在を含めて何とかうまく機能をしていこうという構想の中、いろいろと話しました。

そうすると、環境省の中での事業の一つの中で、自然国立公園整備事業というのですか、その事業がうまくこの茶屋の機能もあり休憩もできる機能もあり、いろいろな機能を有している事業として活用できるということがいろいろな関係機関と相談して、ある程度の段階を踏ませていただいた経過をもって、今野営場の駐車場周辺に建設予定しようという計画、これをもとにいわゆる最低限といったらちょっと語弊あるのですが、その施設がそこに建てられることによって、茶屋の機能もありということも含めながら休憩もできる、一時避難もできるだとか、アメニティーもできると、そういったことで将来的にその施設が有効になるような形の中で生かされるよう、これから調査をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 大体わかったような気がするのだけれども、規模的にはどのくらいになるのか。例えば食堂もこれはきっとするのだと思うのですよね。そして集会あたりはできるようにするのかどうなのか、それからまた総体的には何名くらいの規模になるのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今計画している内容としては、既存の茶屋、これより少し大き目に計画はしようというふうな形であります。

その中の部分でいきますと、建物の面積的には188平米、それと休憩室、展示スペース、あと厨房ですか、それと当然トイレだとか、そういったものも設備を備えるような形の中で、今のところは計画をしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 阿寒国立公園が今度は摩周阿寒国立公園という形で進むということで、そして見直しをかけた形の中で、オンネトー茶屋にかわるものをつくるということで進んできたということをお聞きをしたわけなのだけれども、ここでこれがオンネトーあたりは雪が深いわけなのだけれども、しかしながら夏も、春、夏、秋とするのか、それとも1年中するのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 従来でいけば4月から10月いっぱいという形の中で営業をしていた経過がございます。野営場も同じような形態でもって運営しております。

今、上螺湾からオンネトーの野営場まで行く道路を、いわゆる緊急防災用の道路整備というような形でもって、今計画が進められております。そうすると、その野営場の近くに建設することによって、通年できるような形態になるのではないかというふうな形で計画できるのかなど。ただし、それがきちんとできない限りは冬期間、閉鎖されてしまいますので、そこでいくと、やはりこの計画的にいきますと、今回調査してうまく合意形成ができれば来年建設と。令和3年ぐらいには供用開始できるような形でいければなと思ってはいるのですけれども、そうなってもやはり若干の期間は4月から10月までの営業になるのではないかというふうに考えております。

それ以降、道路が整備されてきちんと交通機関が確保されていけば、通年もという形の中で使用を考えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

質疑中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

第7款商工費、他に質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 商工振興費の商工振興対策経費8,940万円ですか、についてお聞きしたいと思います。

最初にこの建物ですけれども、説明があったと思うのですけれども、足寄のカラマツ材を使って、そしてラミナー使用で、予算はちょっと定かではないのですけれども、林野庁の予算だったと思ったのですけれども、高い補助率ですよということで説明があったと思いますし、そのときにそういう説明があった中で今回はCLTに変わったということも今回聞きました。

それで、そのときにも木材振興は当然なのですけれども、ラミナーの工場誘致にもつなげたいというようなことも含めて説明があったと思うのですけれども、CLTに変わった理由については何かあったのかどうか。

○議長（吉田敏男君） 済みません、熊澤議員、もう一度質疑してください。内容的にわかりません。

○6番（熊澤芳潔君） 聞いた範囲では、ラミナー使用がCLT使用になったのかなというように、違いましたか。CLTが集成材に変わったと。そうですか。それにしてもその変わった理由は何かあったのですよね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 直接的に私把握し

ている内容ではございませんが、まずこのホテルは民間の会社がつくっていると。それに対して町はそれの投資額の20%を補助するというものです。

建築主の方、またその関連業者からのお話を聞きましたら、CLTでの建設も考えてはいたそうですが、やはり環境省の補助金がCLTの部材のみを補助対象として、かつ補填率も高いといっても実際のところ、経費節減にならないということで、さまざまな建て方を探ったところ、足寄町の木材で集成材として木を、鉄骨よりも有利な優位性があるということで、集成材でやると。また、断熱材としても、また別のお話になりますけれども、足寄町の木材を繊維化して断熱材に使うというような形で足寄町の木材を非常に有効利用していただいているところで、CLTは民間の方は目指していたようですが、実際のところはそうしてないというところで、町が今回の建設に関してアドバイスというか、うちにも参事で木材の専門の方も来ていただいているので、そういうところがかかわってはいませんが、実際の選択したのはそちらの会社ということで、町はその20%の補助をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

次に、今回の補助金の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、これは起業振興促進条例に基づいて出すのだらうと思うのですけれども、条件なのかどうかわからないのですけれども、条例の中に雇用についてなのですから、一般の方は50万円、それから足寄高校新卒者には100万円となっておりますけれども、これを読んでみまして、ただ人数につきましては何人とも書いておりませんし、それから採用についてもしなくてもいいのかなというような文章ですし、何となく漠然としているような感じの条例なのですけれども、私も足寄高校生を少しでも町内の中で採用していただければというふうに思っ

ている中なのですけれども、この条例のちょっと内容について若干漠然となっているのかなという気がしますけれども、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

条例の規定の関係なのですが、補助金の交付につきましては基本的に雇用主、今回例えばホテルを建設された法人が足寄高校生を採用するということが条件でございまして、採用しなければなりません。（「採用した場合はしょう」と呼ぶ者あり）

採用した場合は1人100万円を雇用主に交付するというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 先ほど言ったように、何とか足寄高校生を多く採用してもらいたいということの中のこの条例だったものですから、どこまでできるかわかりませんが、ある程度これだけの補助金を500万円、3,000万円、1億円までですか、出す以上はもう少し採用を促すような条例、人数も例えばですよ、例えば1億円の場合は何人とか、3,000万円の場合何人とかというような、そういった促せるような条例というのができないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 熊澤議員、条例の関係は前回の議会の中で既に決定をしております。3月の議会ですね。これからそれを変更していけという部分だということであればわかるのですけれども。

○6番（熊澤芳潔君） 読んでみた結果、ちょっとそういう漠然となっているのかなということだったものですから、変更はどうかのかなということでございます。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） この条例の足寄高校生を100万円にしたときの担当者だったので、お答えいたします。

もともこの補助金は何人を採用して、かつ幾らぐらいの投資額であれば補助対象にするということだったのですけれども、今投資をする企業なりがなるべく人を採用しないで、機械、オートメーション化して投資をすることもあるので、人数というものが補助の条件にするということになれば、なるだけ企業は人を採用しないで機械化をするというところがあるということで、そういうような企業側の理論があります。

そこで、そうはいつでもやはり町としては雇用も非常に大事なので、オプションとして1人幾らという形で、投資もするし人も採用したら新たにその部分を加えようと。その中で、当時考えたのは、足寄高校生をまた採用してくれるのだったらさらにオプションとして50万円追加するというような考えもいいよねということで、その条例を整備したところで、今回投資を、ホテル建設される方も当然条例を見ながら、最も有利な方法で補助金をもらって整備しようという考えでございますので、当然足寄高校生、もともとは商工会の関係の役員の方でもございますし、雇用という部分でいえば、町内の方を積極的に雇用しようという考えは当然あるかと思いますが、その中でたまたま1人しかいなかったということで、これはその結果として何人採用するかというところで、どんどん10人採用すれば、足寄高校生を10人採用すれば100万円掛ける10人で1,000万円になるというような形で、1人当たりの金額としてこうなっているところで、条件ではないという形なのですが、このような御答弁でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） できればちょっと条件みたいな形で。

○議長（吉田敏男君） 6番と言われてから発言してください。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） なるべく条件的な形

のほうがさらに採用が進むのかなとは思いますがすけれども。

それでちなみに、これまでに振興条例に基づいて一般の方だとか、新卒高校生の方の採用は何人ぐらい出たのでしょうかね。何人ぐらい今までに。

○議長（吉田敏男君） そのことを利用したかということ。わかりました。

副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 過去の部分で言えば、平成二十五、六年でキュウホーさんが新たに工場を建てたときに、そのときには町内の方ではなかったのですけれども、4人程度ですかね、4人か5人。あと芽登のから松のサトウさんが芽登の工場建てたとき、あのときは非常に機械、本当にオートメーション化進んでいる設備でして、採用された方というのが本当に、もともとの社員の方は来てますけれども、新規採用というのは1人か2人だったというふうに記憶しています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） いずれにしても人数的には少ないような感じもしますよね。ですから、そういった意味では、考えていただくのであればそういった、もう少し強制といたらちょっと語弊が、この誤解を受けたらまずいのですけれども、この会社につきましては多く採用しているみたいですから、それはもう私言うべきものではないのですけれども、これからのいろいろな誘致の中で、もう少し採用がつかがるような形を考えていただければなと思ってございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

他に商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

26ページから28ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 土木費の中の道路維持費について、お伺いいたします。

この工事請負費で、町道の補修工事と、それから舗装補修工事等が予算計上されておりますが、この道路補修工事、維持費の中の補修ですけれども、大変1年間に金額が計上費用が大変少ないように思います。補修の距離は町道は大変他町村と違って、足寄から函館まで行くまでであるのですということを担当課長に聞いたことありましたけれども、その長い長い町道はやはり交通量もありますし、壊れるわけ、穴ぼこだらけになります。それを直しているうちにもはや最初直したところがまたなるという、いたちごっこというか、もう本当絶えず絶え間なく補修をしているのではないかなと思います。

それで伺ったことがありまして、予算には限りがありまして、なかなかそれは補修箇所と予算とは追いつかないということも聞いたことがございましたが、ここで補修の距離が他町村よりも非常にあるだけに、道路自体も長いということもあって、1年間の道路維持にかかる根本的な予算ですね、もっと計上できないものかと、1年間の道路に。これは多分単独費用なのかなと思うのですけれども、それは単独費用ということは多くすることも少なくすることもできるわけですし、実は私も総務産業4年間担当させていただきましたけれども、議員との懇談会がやはり年に1回ありました。4年間総務担当として答弁する側にいたのですけれども、部落、地域にあっては、部落のほうの町道については、もうそうですね、半分以上、7割方、道路維持の質問攻めでございました。

町中の人たちはお風呂ということ、うわさかもしれませんけれども、農村部にあっては道路維持費用というのが、どうしてくれるんだということで、何とかしてくれという意見が多かったものですから、何とかもうここらでほかの町とは違うので、町道が長い分、費用を計上をもっと大幅に計上できないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 高道議員の御質問に答えたいと思います。

現況、今おっしゃったことは道路の状況については非常に悪いということで、皆さんも懇談会等々でいろいろ言われているというのは、常日ごろ私のほうにも言われてますので、よく理解しているとは思いますが。しかしながら、なかなか費用についてたくさんというか、やればいいのかいのですが、議員おっしゃったとおり、仰せのとおり、一般財源で賄っているというのが現状でございます。補助事業等も修繕に関する補助事業というのは、何かないというような状況なものですから、町の財政を見きわめながら進めていかざるを得ないということで、なかなか多くやれないというのが現状です。

ここ一、二年につきましては、年平均大体3,000万円から5,000万円ぐらいで、大体1キロ前後の補修をしてきたところですが、それをふやすとなると、どこまでふやせるかというのはちょっとまだ財政と調整をしながら進めなければいけないというふうに考えますが、年間当たり優先順位等々、道路の調査を行って進めていかなければならないということで、これからも町道の調査をかけながら進めていきたいというふうに考えてます。

なので、一概に今回幾らふやしますということではちょっと言えないのですけれども、できる限り早く改修ができるように進めてまいりたいというふうに考えてますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） もう十分担当課長も理解も、役場の人たちももう認識しているし、町民が困っていることは理解しているのだと思っております。

本当に過去4年も5年も、懇談会行くとたびに道路がもう第1位に苦情として上がってきているということを考えると、そろそろ本当

に検討するべきときでないかなということ、現場に行って思うものですから、こういう発言をいたしました。

そういうわけで、大変利用者も多いし、町民がそれぞれの農道、町道にたくさんいらっしやって、車の利用がほとんどでございますので、あるところ、地域へ行きましたときに、それは車の業者さんでしたけれども、車のパンクが全然違うんだよということまで大きな声で言われました。その穴があるばかりに車の維持費が大変かかるのだということも言われたりしたこともございましたけれども、それは別として何とか検討を今後していただきたいなと、そろそろ思うわけです。5,000万円というのは安いのではないかと考えております。これだけの町道ですので、よろしく検討をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、今の答えに、答えてください。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 道路の維持管理の部分でありますけれども、確かに毎年毎年道路も、車も大型化してますし、それから気象条件も決していいところではありませんので、そういった部分では確かに傷む部分もいっぱいあるのかなというように思っております。また町民の方から道路についての苦情、それから改修してほしいというようなことなども出ているというようなことについては、十分認識をしているところでございます。

ただ、今建設課長のほうからもお話ししましたように、予算としては町道、これを補修をしていくといった部分では補助だとかそういったものはありませんので、全部町の単独費でしなければならないという、そういうようなことになってございます。

そういった意味で、いろいろと補助金だとか、新設だとかであれば補助金があったりだとかというのがあるのですけれども、今現在ある道路を直していくという部分ではなかなか厳しい財政状況の中で、なかなか一遍に直せるかというとなかなか直せないということ

ろでありますので、一定の調査もしながら、ここがやっぱりまずはひどいよというところを中心に、順番に計画的に直していくという方向でいかなければならないのかなというように考えているところであります。

そういった意味で、金額的には確かに小さいと言われれば、全体的な額からしてみれば小さい額になるのかもしれませんが、やはり町の事業もいろいろな事業があって、その中に道路の事業もあるということでもありますので、全体を見ながら道路の維持・補修というのもやっていかなければならないというように考えておりますので、一遍に、では来年一遍にやりますかというようなことにはなかなかありませんので、そういった部分は御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はありませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 街路灯のLED化事業ということで、山手通に1,500万円ということで、これ老朽化に伴う変更かなというふうに思っておりますけれども、今の町全体の街路灯がどれだけLED化になっているのかなと、その進捗率は何パーセントぐらいなのかなと。

それと同時に、これ予算の関係ですから、多分年度年度で長い事業になってきているのではないのかなというふうに感じておりますけれども、これについては大体老朽化含めて何年程度の事業なのか、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 二川議員の質問にお答えいたします。

現在、LEDの進捗率ということで、今現在平成30年度末ですが、1,374基灯数がありまして、そのうち638基LED化済みになってます。進捗率といたしましては51.35%ということになっております。

あとどのくらいかかるのかということ

のですが、とりあえず最終年次まではちょっと今手元に資料がないのであれなのですが、このLED化事業につきましても補助事業等がないので、淡々と計画をして年間何ぼという、今回は1,500万円なのですけれども、大体そのぐらいの金額で進めていこうということで考えております。

最終的にはちょっとわからないので、ちょっと御理解お願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） およそ何年でもわからない。今までの過程があるからさ。それと同じくいけば。

○建設課長（増田 徹君） 10年、ちょっと資料が。

○議長（吉田敏男君） 資料あるかい。

ここでちょっと暫時休憩をいたします。

若干お待ちください。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お時間をいただき、済みませんでした。

現計画では令和13年が今のところの計画で進めております。なのでまだ十二、三年かかるかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 済みません、ありがとうございました。

今のお話では令和の13年ということで、これについても町民の税金を使いながらやっていくということなのですけれども、いずれにしても老朽化ということが激しい地域というのは多分町の中にもあるのかなというふうに考えておりますので、そういった観点で、そういったところ含めて早急にできるところから進めていっていただけたらありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしく

お願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に土木費、ございますか。

1番。

○1番（多治見亮一君） 26ページ、第4項都市計画費、第4目公園事業費についてお伺いします。

まず13節委託料、里見が丘公園調査設計業務についてお伺いします。

どのような範囲についてなのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。範囲について。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 多治見議員の質問にお答えをいたします。

里見が丘公園の調査設計業務はどのようなことかということです。

次年度以降整備を行う今予定となっております、野球場の改修及び公園内の照明の更新に係る調査設計業務を、今回里見が丘公園調査設計業務という形で計上させていただきました。

御理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） わかりました。

それから、その下に里見が丘公園整備計画見直し業務というふうにあります。見直しの範囲というか、その辺について説明願います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 里見が丘公園の整備計画見直し業務ということですが、平成26年度に里見が丘公園再整備基本計画が策定され、5年が経過してきている今現状でございます。この間計画に基づきながら公園施設のリニューアル整備、それとしての国の交付金を活用し財源計画を念頭に順次整備を、今まで進めてきているところでございます。

しかしながらここに来て、当初計画から交付金の交付要件が変更になるなど、財源計画

が大幅に変更となるほか、交付金の今現在配当割が低く、事業の進捗に大きな影響を及ぼしてきております。

このようなことから、計画期間の長期化も視野に入れる一方で、公園整備の計画の内容の見直しが必要と判断したことから、今回計上させていただきました。今後の整備についてどのように進めていくか、財源計画も含めて全体計画の見直しを行いたいということで計上をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） わかりました。

見直した後は速やかに提示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次、15節で工事請負費の温水プールの改修工事についてお伺いします。

工事に伴い長い休業が、休業というか休館ですか、が生じるというふうにお聞きしましたが、期間と時期等についてお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 今仰せの期間がどのぐらいかということと、時期がどのぐらいかということにお答えをいたします。

温水プールについてですが、現在約4カ月の閉館期間が必要でないかということで、担当のほうと打ち合わせをしてきているところでございます。

閉館する時期といたしましては、12月が例年1カ月閉館をして進めてきたというのが今までの流れがありますので、そこを中心ということで進めてきました。現在のところ、9月から12月というような形で閉館をしたいというふうに進めさせていただくということで、閉館に当たっては教育委員会が中心となって、水泳協会及び水泳少年団などと協議を行っていただき、今現在は9月から12月に閉館で、できれば1月中旬にオープンというような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろし

くお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 今建設課長のほうから休館の関係の話もされましたが、12月ではなく休館そのものは11月の保守点検及び清掃で、通常11月、1カ月を休館をしているということでございます。

プールにつきましては、利用する団体のほうに教育委員会のほうから、臨時の役員会、水泳協会さん、そして臨時の総会、水泳少年団さんと協議をしまして、先ほど建設課長が御回答したとおり、早目に工事着手をしていただきたいと、そういう要望を受けまして、9月、10月、そして1カ月休館している11月も利用した12月までを4カ月休館を予定しています。

1月に入って、1月の中旬ぐらいにまたオープンできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） よくわかりました。

期間と時期についてはわかったのですが、今プールのほうには指導員というような臨職の方が多数働いていると思いますが、その辺が4月の段階では11カ月雇用というふうに聞いて採用されているというふうに思います。その辺の対応を今後どうするのかということ、人数がどのぐらい対象になっているのかということをお聞きしたいと思います。教育委員会のほうだと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

まず雇用的人数の関係なのですけれども、補助職員になりますが、事務の受付補助職員1名、それと受付とプールの監視業務をしていただいている方が6名、あと機械管理ということで2名の9名になっております。

その方に9月から12月までの休館という

ことで、11月は通常どおり休館しておりますので、考え方としては9月、10月、12月、この部分について、個人の聞き取り調査は終わっておりませんが、一定程度やっぱり収入を確保していただきたいということになれば、今のところ考えているのは教育委員会が所管をしているスポーツ施設の、例えばパークゴルフ場でいけば、なかなか職員がふだんから手をつけることができないような植栽内の草取りですとか、あと枝の撤去、支障木の剪定ですとか、あと陸上競技場や自由広場等の草取りまたは石拾い等、そういうことを考えております。ただ、これからそういうことを打診する予定でおりますので、個人的に若干話を聞いているのは、そういうことで休館するのであれば私は働かなくていいですよ。またオープンするときにまた雇用してくださいという方も今のところいらっしゃいますが、いずれにしろ9名の方については来週に入りまして、来週の火曜日がちょうどプールの職員研修がございますので、そのときが一番スタッフが全員そろうときでございますので、そのときに説明をしながら、あとは個別的にどういう要望があるかというのを確認しながら、今後進めていきたい。いずれにしても、途中で、今のスタッフもぎりぎりでございますので、人員確保という面ではまた1月開業、オープンするときにも今のスタッフがそのまま業務についていただけるように、こちらのほうでは考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） 9人というふうに大多数、大きな人数ということですから、生活、働いている人の生活設計に大きな影響をしますと思いますので、その辺の配慮を今後もよろしく願いますということで、これで終わりたいと思います。よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 他に土木費。

5番。

○5番（田利正文君） 29ページ、今の件

にちょっと絡むのですけれども、プールの中にでかい壁画というか、絵がありますよね。道内ではすごい有名な画家の絵だというのですけれども、あれを今回は補修されるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 大きな壁画につきましては、現在もその方は在住しておりますので、その壁画から若干タイルがこぼれ落ちるのを膜みたいのを張って、落下しないような工事は今回の改修工事の中に含まれております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） わかりました。

前回行ったときに、私は大きなアクリル板上から張って、とめてしまえばいいのではないかという話をしたことあるのですけれども、それで今聞いたのです。

土木費の8款美盛団地ですけれども、私イメージは美盛団地全部解体して更地にするのだというふうにとちょっとイメージあったものですから、この前聞いたら違うということなのです。それで美盛団地の2項目入ってますけれども、どういうふうに説明したらわかりやすいかな、老人ホームを背にして団地を見た場合に、どこのところを改修するのかというのをちょっと知りたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

1時、再開といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

第8款土木費、答弁から行います。

総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 休憩前にお答えできず大変申しわけございませんでした。

美盛団地の公営住宅のどの建物だという御質問でございますが、特別養護老人ホーム側から見て北東側の公住1棟2戸、2棟でござ

います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） もう一つ、東団地の公営住宅がありますね。これはどの辺かというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

東団地につきましては、7棟ございます。ちょっと言葉ではちょっとあらわしづらいのですが、旧東小学校側の公営住宅でございます。利別川から見まして3棟目でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 済みません、もう1個大誉地団地もありますけれども、あそこに2棟4戸あるのかな。道路側か奥なのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

大誉地団地につきましては、国道から町道に入りまして、町道から見て奥側の1棟2戸の部分でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に28ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ページ数は28ページ、災害対策費、消防費ですね。災害対策費についてお伺いをいたします。

これはデジタル化に、防災行政無線、これがアナログ放送からデジタルに変わると。変わるということで3,300万円ということで計上して進んでいるんだと思うわけなのだ

けれども、これについて、足寄町に一円に配付されるのはいつごろになるのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 防災無線でございますけれども、デジタル化に変えまして、昨年から2年の継続の事業で実施をしているところでございます。ほぼ防災無線の戸別の受信機については配付がほぼ終わっているような状況でございます。まだ若干とりに、一度地区ごとにそれぞれ一回それぞれ集まっていたいてお渡しをして、その後そのときに来れなかった人たちについては後でまたお渡しするというので、役場のほうに来ていただいてお渡ししているというようなことでございます。何らかの理由があつて、なかなか来れないですとか、そういう方がまだいらっしゃるといふことで、その方の分についてはまだお渡しできてない部分があります。

今回、ほぼそういった意味では全域にほぼ戸別の受信機も渡っていて、今までのアナログのほうの放送もたしか6月いっぱいでしたかね、6月いっぱい放送を終えるという形になりますので、なるべく早急に、まだとりに来られてない方についてはとりに来ていただくというような形になるかなというように思っています。

あと、もともとアナログの施設でアンテナですとかそういったものをつけたりだとかしているような、そういう地域もございましてけれども、そういったところも撤去、というのはことしました、ことしは主にそういう撤去の工事が中心になるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） わかりました。

そこで、アナログ放送今まで、これは在のほう、足寄を中心としてやはり奥のほうの人たちについて、今までアナログ放送だったら放送されていたのだけれども、デジタル放送になってから、かえって受信ができていない

と、聞こえないのだというところがあるわけなのだけれども、これについてやはりこの防災無線というのは緊急のときに使うということが本当のことであって、ふだん聞こえないというようなことでは、私は困ると思うのですよね。そこで、その辺について聞こえるようにできるのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 防災無線、もしも、聞こえづらいたとかというところがあるということでございますけれども、もしもそういうところがあれば役場のほうに言っていただければ、調査をさせていただきたいというふうに思いますが、基本的には今回採用しているシステムでいくと、町内大体どこでも聞こえるような形になっているのかなというふうに思っております。

そういった意味で、今聞こえづらいというような場所があるとすれば、それについては一度問い合わせをさせていただいて、その状況というのを、聞こえづらい状況というのはいちちょっと調査をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） それでは、例えば私もたまたま在にいるものですから、その相談を受けるわけなのだけれども、そうすればのそのときには役場のほうに聞いてみたらいいよということであれば、その対処はしていただけるということなのですか、その辺。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

これは今月の広報でも防災無線の受信機の戸別受信機の受け取りはお済みですかというようなことで、まだとりに来られてない方がいらっしゃったら、ぜひ早く来てくださいねということでの周知をさせていただくようにしております。

その中で、問い合わせ先の部分でありますけれども、役場でもよろしいですし、それか

ら工事業者さん、横山・北口経常建設共同企業体の方の、そのの代理人の方の電話番号なども載せてございますので、今月の広報を見ていただいて、問い合わせ先も載っておりますので、それで問い合わせをしていただいて、例えばこんな形で聞こえづらいたとかというようなことをちょっと言っていただければ、その調査をさせていただいて、果たして機械のせいなのか、電波のせいなのか、そういったことも含めて調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に消防費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

30ページから32ページ、教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、歳出総括はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 調査設計業務とありますよね。これが聞きたいことは、役場の中にいる、そういう資格を持った方がいらっしゃれば、役場の方で設計業務ができないのかどうか、あるいはそれをするには法的な何か規制があるのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 調査設計もいろいろと中身にもよりますけれども、やはり専門的な知識だとかそういったものがなければならぬ、そういったものもありますし、いろいろなケースがあるかというように思いますけれども、役場でできるものについてはなるべく役場でやるようにして、役場でできないものについてはやはり委託だとかに出さなければならぬということでもありますので、調査設計もいろいろありますので、その中身にもよ

るのかなというように思っております。

今回、基本的に委託料だとかで調査設計をお願いするという場合については、専門的な知識だとかそういったものが必要な場合であるとか、それからなかなか役場では、役場の職員だけではできないような業務、そういったものを調査設計で出ささせていただいているということで、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 申しわけない。素人でずれた発言かなと思いますけれども、もしどういう資格がいるのかとちょっとわかりません。1級建築士がいて、それなりの経験積んだ人がいればできる、例えば公営住宅ですとか、今度芽登の会館ですとかね、ああいう設計などもできるのか、というふうに単純に思ったりするのですけれども、もしそういう方がいれば、町民や職員の方からいろいろなアイデアを募集して、こんなふうにしたほうがいいのではないかと、よりいいものが安くできるのではないかと単純に思ったものから、その辺のところちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 当然役場にも資格を持った人だとかいるわけですけれども、今建物や何かでいくと、構造計算だとか、言ってみれば専門的にそういうような仕事をされているような、そういう事務所もあつたりとか、全てが1級建築士の資格があれば全てその中身が詳しくわかるということでもないというように思ってますし、そういった部分で、町だけでやるよりは委託に出してお願いしたほうがきちんとしたものができるということもあるということで、委託に出している部分がございます。

そういう、役場でやってやれないこともない部分もあるのかもしれないけれども、なかなか業務忙しい中で、それにかかっている時間がほかの業務もまたあるということも

あつて、委託に出しているという部分もあるかというように思っています。

経費的にいくと、やはり確かに役場の職員でやれば勤務時間中の中で、その中でやればそれは一番安いにこしたことはないのですけれども、なかなかそういうことの中ではできないという部分を委託ということで出していると。委託業務で委託に出すという形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に総括、ございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで町長にひとつ総括ということでお伺いをしたいと思えます。

23ページ、農林水産業のところなわけなのですけれども、ここで負担金、補助及び交付金、これについて、畑作構造転換事業補助金、それからまたそれらについての貸付金、畜産振興資金貸付金、こういうものがあるわけなのですけれども、計上しているということの中で、足寄町の農業のこれからの展開、これについて今後どう進んでいくのか、これについて町長にちょっとお伺いをしたいと思うのです。これは酪農、そしてまた畑作とあるわけで、ひとつお伺いをしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今後の農業の動向と申しますか、そういったことでありますけれども、非常に今後の農業の動向と、やっぱり厳しいものがあるのかなというように思っております。

足寄町の場合は中山間地域ということで、地域的には非常に農業やるには厳しい条件もあるのかなというように思ってます、畑作などでいけば、非常に山間部で山と山との間の非常に小さな面積でやらざるを得ないと。十勝の十勝農業といって帯広近郊の平らな広い土地でやっているところとは、やっぱり大分足寄町の場合は条件が違うのかなというよ

うに、こう考えています。

そういった中でやっぱり畑作も、今まで畑作三品、麦、豆、ビート、そういったもので農業、輪作体系をとりながらやってきているところではありますが、最近でいくと野菜、ナガイモだとかゴボウだとか、それから最近でいくといろいろな新しく、面積は小さいですけども、野菜なども取り組んできているということ、それからイチゴなども、園芸作物になりますけれども、ハウスを使ってイチゴなども取り組んできているというようなことで、従来の畑作物だけではなくて、やはり高収益な野菜ですとか、そういったものも取り組みながらやっていかなければならないのかなというように思っています。

そういった意味で、いろいろな取り組みに、農協がやっている取り組みに、足寄町としてもその支援を、できる限りの支援をしていこうというように考えているところであります。

それから畜産については、肉牛、酪農というようなことで、肉牛については非常に価格も高くて、そういった意味では、状況的には今、一時から比べれば少し下がってきていますけれども、まだいいほうなのかなというように思っていますが、この高値がいつまで続くのかということもあります。

それから、酪農についても放牧酪農ということで、足寄町の場合はどちらかといえば、そういう放牧酪農の振興ということで進めてきておりまして、放牧酪農のほうは非常に所得率も高いというようなことで、今新規就農で入ってこられる方たちも放牧酪農をやってみたいという方たちが多く来ていらっしやるので、そういった意味では放牧酪農を中心としながら、また今搾乳ロボットだとかも入れながら、大きな経営をやっていこうと考えている方たちもいらっしやるということで、そういったところ両面の支援もしていかなければならないのかなというように考えているところであります。

この後、TPPだとかEPAですか、日欧

EPAですとか、それから8月ぐらいには何かアメリカとの2国間の協定だとか、そういったものなどのいろいろな影響が今後出てくる可能性がありますので、そういった部分をやっぱりきちんと注目というか、注意して見ていかなければならないのかなというように思っておりまして、なかなか今後の部分、見通すことがなかなか難しいところもありますけれども、やはり農協が進めている足寄型農業ということで、足寄農協が進めておりますので、やはり農協とも連携をとりながら、町としてできる支援、そういったものを今後進めていかなければならないというように考えているところであります。

今後やっぱりどうなっていくのかというのは、なかなか町だけではなかなかそれを主導していくだとかというようなことにはなりませんので、やはり農協と十分に連携をとりながら進めていきたいなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他にありませんか。

（「歳入歳出一括してまた総括というもの」と呼ぶ者あり）

あります。

他に歳出、総括ございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 済みません、26ページの第8款土木費の道路維持費の関係です。

高道議員が先ほど質問されたのですけれども、私もちょっと関連でそのとき質問すればよかったのですけれども、ちょっと間が悪くて申しわけございません。

ちょっとお聞きしたいのは、建設課長にお尋ねしたいのですけれども、早急に修理したほうがいいのかと思われるような距離というのは何キロぐらいあるか、把握されているかというのが1点と、それから補修をする場所を決めるのはふだん、これ私の想像なのですけれども、車両センターの職員さんか何かかふだんよく見ているから、そういうところから情

報を聞いてお決めになっているのかという2点をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 早急に道路の補修をしなければいけない場所、どのぐらいあるのかというところなのですが、現在のところ早急にやらなければいけないのが何キロあるかというところまでは把握はしてないのが現状でございます。

ただし、道路を通った人だとか、そういった方、パトロールだとか行った中で、危険が伴うような箇所については、その都度対応して通行どめの処置をとったり、標識を立てて危険の周知をしたりというような形で今のところは進めてきているところです。

あと通常の道路の状況については、議員仰せのとおり、車両センターでの道路維持の状況で発見をしたり、あと路線ごとにパトロール業務がありますので、そのパトロールで状況を把握しながら進めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今の私の質問はわかったのですがけれども、総枠で大体何キロぐらい、大枠でもいいのですが、例えばことしの補正予算では1キロぐらいしか補修できないことになりますよね。であれば、10キロぐらいあるのだったら、高道議員も質問でおっしゃったのですが、予算を少し頑張って2キロを5年ぐらいでやっついこうとか、考えていかれてはどうかと思うので、その点も検討をしていただけないかなと思います。

これ質問にならないかな。ごめんなさい。

○議長（吉田敏男君） いいですよ。町長答弁しますから。

答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 道路の関係でありますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、なかなかやっぱり予算の関係

などもあって、町民の皆さんからこう言われているのを思うように、町民の皆さんが思うような補修、改修、そういったものができていないというのは確かに実態としてあるのかなというように思っております。

距離も、特に今本当に緊急的にどれだけの距離をやらなければならないのかというのをきちんと押さえていないということでありまして、それぞれパトロールですとか、それから町民の皆さんからも連絡いただいて、それからいろいろと議員の皆さん方が報告会やったりとかというときもいろいろ出てきますけれども、そういう中で緊急にここはやらなければならないよというようなところが町民の皆さんから話があれば、そこを実際に本当にどうなのかというところを見にいて、緊急にやらなければならないところはすぐに補修をするですとか、そういった形で今進めているところであります。

なかなか根本的な改修という部分でいきますと、なかなか路面の厚さというか、なかなか深くまでやれていないということもあって、やはりひび割れですとか、そういったものができて、やはり穴があいたりだとかするようなところも出てきておりますので、そういったところをなるべく計画的に補修をしていこうということで、一定程度何年か前ですかね、何年か前から安久津町長の時代でありますけれども、一定の金額ぐらいを毎年見ながら急ぐところから少しずつ、なかなか一遍にはできませんので、少しずつ補修をしていこうということで、議員の皆さんが満足していただけてはいないのだと思うのですけれども、一定の金額を町道の補修事業ということで予算を見て進めているというのが実態であります。

その金額をもっとふやせないかという部分もありますけれども、全体の予算の中でやはり見ていかなければならない部分もありますので、そういうことで毎年の、毎年毎年の予算の中で一定の道路の距離を補修をしていくということで、御理解いただければというよ

うに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

ほかに、歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから13ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） 10ページ目ですね。10ページ、第19款基金繰入金についてお尋ねします。

私きのう一般質問で基金残高を伺ったら59億円、しかしことしはこのままいきますと、ざっくり12億円ぐらいの基金が一般会計に繰り入れられています。ということは、今年度末の残高がざっくり59引く12で47億円、このような認識でよろしいのでしょうか。またふえる要素があるのか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話ございましたように、ことしでいきますと今繰り入れとしては12億円ぐらいの基金からの繰り入れということになってございます。

基金もいろいろございまして、当然目的を持った基金というのがあって、毎年毎年こういうものにお金を使っていきますよということでの目的のある基金もありますから、そういったところからは毎年毎年必要な経費が少しずつ使われていくということで、基金の残高としては下がっていくということになります。

きのうもお話ししましたけれども、財政調整期金ということで毎年毎年の予算の規模だとか、そういったものによって、あとは調整をするための、財源調整をするための基金というのはやはり少なくなっていくというようなことになります。

今高橋議員からお話あったように、計算上でいけば当然12億円マイナスになるということでもあります。今予算の段階ではですね。実際には決算の段階でいくと、12億円全部がマイナスになるかどうかというのは決算の状況見てみないとわかりませんが、基本的にはこういう形で使っていけば、基金を使っていけば予算どおりの支出があれば、12億円減っていくという形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に歳入、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、4ページにお戻りください。

第2表 地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、全体に対する総括はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 第2回の定例一般会計の補正もこれで審議が終了しようとしているところですが、新しい町長が示されました今回の予算の中で、約10億1,500万円が追加補正となっております。その中で、特に町長のこれは政策予算ですから、この10億円のいわば中身、目玉またはもしくはしっかりとアピールするものが必ずこの10億円の中に組み込まれていると私どもは解釈しているわけです。

その中身、目玉の、いわば政策を抽象的でなくてしっかりと具体的にちょっと示していただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

具体的にということでもありますので、今回の予算の中でも多岐にわたって予算を、補正予算を組ませさせていただきました。それはや

はり足寄町にとって必要な予算ということでありまして、きのうも高橋議員からの財政の関係のお話、一般質問ございましたけれども、その中で最後のほうで言われておりましたが、やっぱり身の丈に合った予算の規模とすべきではないのかというような意見だったかなというように思っておりますけれども、私としてもやはりそういった思いはございます。やはり今回も基金も先ほどの話でありますけれども、12億円近い予算として基金を繰り入れをするというような形になっておりますので、そういった意味ではやはり身の丈に合ったということであれば、少し背伸びをした予算になっているかなというように思っているところであります。

そういった中で、今回の予算の中で具体的に、ではどこが目玉なのだというようなお話でありますけれども、全般的にはどれが一番のメインなののだかというようなことは特にございませんけれども、とりわけやはり今少し背伸びをした予算にはなっておりますが、やはり今基金もあっていろいろと事業ができるときに、やはり今のあるインフラを、インフラというか、今の施設をやっぴり長寿命化というか長もちをさせるための予算というのを見させていただいています。例えばプールですとか、それから体育館ですとか、この改修事業、結構大きな金額で見せていただいております。こういうのというのは、今回たまたま補助金もつくというふうなこともあって、全体的に今回やらなければ、今回補助金がつくときにやらなければ、この後やろうと思ってもなかなかできないよというような部分もありまして、お金も非常に大きな金額をかけるわけでありまして、やることによってこれもまたこの後20年、30年、どのぐらいもつかはちょっとわかりませんが、しばらくの間手をつけなくても、小さな修繕は必要になるかもしれませんけれども、それを今後もずっと使っていくことができるというようなことで、今の基金もまだある、そういった時期に、今までもやってきて

ますけれども、小学校の改修ですとか、そういうのもやってきてますけれども、そういう部分をきちんと今手をかけておくと。今手をかけておけば、またこの後20年、30年の間長もちさせて使うことができるということがやっぱり今、ちょっと背伸びをした予算ではありますけれども必要なことなのではないかなというふうに考えております。

そういう部分をきちんとやっぴりやっていくことによって、今後のまちづくりの、基金は少なくなりますけれども、きのうの話ではないですけれども、財産としてはきちんと残していけるのかなというように考えているところであります。

なかなか井脇副議長から言われたような満足する答弁にはなっておりませんが、私としてはそういうような考え方で、今回の予算をつくらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） なかなか本当に継続した事業の中で補正をされているという、よく苦慮された結果はわかるのですけれども、身の丈に合ったなどというのは、これ当町に限らずどこでも身の丈に合った予算組むのは、これはもう当然のことなわけですから、私は町長から、特に基幹産業ということが非常にこれはもう特に管内、道内、もうこれをなくして、これに背を向けては行政は成り立たないわけですから。

例えば一つの事例ですけれども、畜産振興費に少し2億円ぐらいアップして予算組みましたとか、農業のこうこう、こういうことに対して予算をちょっと思った以上にかけたのだと。私そういう答えを実は欲しかったのですよ、私自身はね。基幹産業である農業に、また林業でなくてもいいです。この農業に対してこうこう、こういうね、基盤整備に対しても国の補助も待ちながら、こういう単費でもいいからまず2億円近いものを、今の農業の実態から畑作の状況から見たら、もう本当

にせつない状況だというのはわかっていると。だから、ここで思い切って2億円をまず見たのだとか、私そういう答えを実は新町長から欲しかったです、基幹産業としてのですね。

これから今からでもそういうようなことは含めて、これが新しい町長になって今それこそこの一般会計のこの補正審議というのは、今回の特に審議の目玉なわけですから、これがね。だからそういう審議の中で、今後も9月、12月というのはもうすぐ来るわけですから、基幹産業をしっかりとしたやっぱり熟知した中で、予算組みも新町長として發揮してほしいという思いなのですけれども、それ最後にちょっと町長から一言いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

予算の中でいけば、いろいろな分野でそれなりに目を配らせながらという、そういうような形で予算を組まさせていただいております。

当然足寄町の今の課題という部分でいけば、やっぱり人口減少対策ですとか、そういったことになってくるのかなというように思っておりますけれども、人口減少対策の一つの中では子育て支援ですとか、そういった部分もありますし、教育支援だとかというものもありますけれども、当然一番大事になってくるのは基幹産業である農業、林業、その振興だろうというふうに思っています。やっぱり経済がきちんと足寄町の中で成り立っていかなければ、そのほかに対する影響というか、そこが一番基本になっていく部分であろうというふうに思っています。そこは基本的には変わらないところでありまして、先ほど農業の関係でもお話しさせていただきましたけれども、農業に対する支援というのも農協さんなども強力に連携をしながら取り組みを進めたいというふうに思っておりますし、林業などもなかなか、国では成長産業といっ

てますけれども、地元ではなかなかその成長産業と言われている割には、そういう実感をなかなか持てないだとかいった部分もありますので、そういった部分で今後の、予算は今回だけではありませんので、ことしも来年も続きますし、ことしの中でもまだ9月、12月とありますので、その時期その時期を見ながら、それぞれ農協さんですとか、いろいろな関係機関、森林組合さんですとか、いろいろなところも連携をとりながら、町として産業振興のためにできる取り組みというのは進めていきたいなというように思っております。

そういった意味では、今回の予算の中では、なかなか目玉という部分ではありません、それほど大きな事業ではないですけれども、商工会に対する補助金だとか、商工業者の皆さんに対する小規模の、何でしたっけ、小規模事業振興補助金ですとか、そういったものなども今回もことしもまた計上させていただいておりますし、やっぱり全体的に町の経済を回していく、そういった部分の取り組みというのは今後も引き続き議会の皆さんの御理解もいただきながら、進めていきたいというように考えておりますので御理解をいただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第73号令和元年度足寄町一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

35ページをお開きください。

これから、議案第74号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

40ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第74号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

43ページをお開きください。

これから、議案第75号令和元年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

48ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号令和元年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第75号令和元年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

51ページをお開きください。

これから、議案第76号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

56ページから59ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第76号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

61ページをお開きください。

これから、議案第77号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

66ページから73ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第77号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

75ページをお開きください。

これから、議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

80ページ、収益的収入及び支出、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に82ページ、資本的収入及び支出、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号令和元年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

2時15分まで休憩をいたしますので、議運の関係者以外は休憩をしてください。

午後 1時48分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員

長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、議案第79号から決議案第1号、意見書案第2号から意見書案第6号について、即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議をいたします。

以上、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

これをもちまして、報告を全て終了させていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第79号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第79号はるにれ団地公営住宅新築建築主体工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題と

なりました、議案第79号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（7号棟）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年6月6日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付したはるにれ団地公営住宅新築建築主体（7号棟）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体（7号棟）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,668万2,000円。

契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役 木村祥悟氏でございます。

工期につきましては、令和元年12月13日でございます。

工事概要につきましては、2ページの全体配置図をごらんいただきたいと思います。2ページの左下に7号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1。

構造は木造平屋建て1棟4戸。

延べ床面積は294.65平方メートルでございます。

3ページ、4ページに平面図、立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(7号棟)工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第79号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(7号棟)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 決議案第1号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第2 決議第1号足寄町地方創生調査特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

本件につきましては、総合条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号足寄町地方創生調査特別委員会の設置に関する決議の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、決議案第1号足寄町地方創生調査特別委員会の設置に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

足寄町地方創生調査特別委員会の委員の選任については、総合条例第110条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員の指名のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

委員の選任につきましては、総合条例第110条第5項の規定によりまして、7名であります。

多治見亮一君、進藤晴子君、榊原深雪君、熊澤芳潔君、高橋秀樹君、木村明雄君、井脇昌美君、以上7名でございます。

以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、足寄町地方創生調査特別委員会の委員はただいま指名をいたしました7人を選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

ただいま足寄町地方創生調査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告をいたします。

委員長に、井脇昌美君。

副委員長に、榊原深雪君。

以上のとおりです。

◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第6 意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第7 意見書案第6号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件を

採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書の件は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第8 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第9 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたしま

す。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時45分 閉会